

監査公告第 13 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による政策戦略部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 14 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

政策戦略部 定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和3年12月10日から令和4年1月11日まで

第3 監査の対象

政策戦略部の令和3年度（令和3年11月末現在）財務に関する事務及び行政事務の執行状況、物品・施設の管理状況

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) ホームページのチェック体制、マニュアル整備など改善策が図られているか。
- (4) 空き家を活用した住宅整備事業が適正に進捗管理されているか。
- (5) データ連携基盤活用等事業の契約内容及び実績が適正に把握されているか。
- (6) デジタル化推進専門官を活用した業務内容が効果的に行われているか。
- (7) スマート加賀 IoT 推進事業の実績確認及び決算・清算が適切に実施されているか。
- (8) デジタル加賀推進協議会の業務が適正に進捗管理されているか。
- (9) 都市デジタルツイン構築事業の調査が適正に進捗管理されているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通

知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

政策戦略部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 秘書課の人員配置について

(シティプロモーション)

2. シティプロモーション推進事業について

3. ホームページの改善について

(人口対策・総務)

4. 移住者住宅取得助成事業、若年層定住住宅取得助成事業について

5. 大聖寺駅再生事業に係る設計施工業務について

(行政デジタル)

6. 基幹系システムの標準化・共有化について

7. データ連携基盤活用等事業について

8. デジタル化推進専門官の活用について

(企画調整・地域デジタル・ライズタウン推進本部)

9. スーパーシティ等の推進について

10. デジタル加賀推進協議会の事業について

11. スマート加賀 IoT 推進事業の事業内容及び決算・事業清算について

12. 都市デジタルツイン構築事業について